

広島県告示第百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築について、同法第八十六条の二第一項の規定によって、認定した。

令和四年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県安芸郡熊野町貴船六〇―二

二 認定年月日及び番号

令和四年三月四日 第R三認定通知広島建指七十号

三 認定を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市中区基町一〇番五二号

広島県知事 湯崎 英彦